

## 平成28年度一般会計補正予算（9月補正（追加））について

### 1 補正理由

平成28年6月30日に第1審の判決言渡しがあつた公文書不開示決定処分取消等請求事件について、平成28年9月7日に福岡高等裁判所から期日呼出状などが送付され、原告から控訴がなされたことが判明した。

本市としては、関係条例の規定に基づき適正に実施したものであり、第1審でも本市の主張が全面的に認められていることから、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は、平成28年9月30日であるが、答弁書の作成に関する協議等もあり、訴訟代理人（顧問弁護士）と早期に本件に関する契約を締結する必要があることから、予算議案を上程するものである。

### 2 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

#### (2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性があるため、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上するもの。

事 項	期 間	限度額
事件番号 平成28年（行コ）第33号 公文書不開示決定処分取消等請求控訴事件に係る代理人に要する費用	事件が完結するまでの間	公文書不開示決定処分取消等請求控訴事件に係る代理人委託契約による額

### 3 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応する予定。